石綿＜アスベスト＞健康被害救済制度

救済給付のしくみ

このパンフレットは、石綿＜アスベスト＞による健康被害を受けられた方々に
対する救済制度の手続きや給付の内容についてまとめたものです。

ERCA
独立行政法人 環境再生保全機構

1 石綿健康被害救済制度の概要

石綿健康被害救済制度は、日本国内において石綿（アスベスト）による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で、労災補償等の対象（P14参照）とならない方に対して、救済給付の支給を行う制度です。

この制度の対象となる病気（指定疾病）は、次のとおりです。

① 中皮腫（がんの一種）
② 石綿による肺がん
③ 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺
④ 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

現在これらの病気にかかられている方及びこれらの病気が原因でお亡くなりになった方のご遺族が認定の申請や給付の請求をすることができます。

この制度に必要な費用は、国からの交付金、地方公共団体からの拠出金、事業者からの拠出金によってまかなわれます。

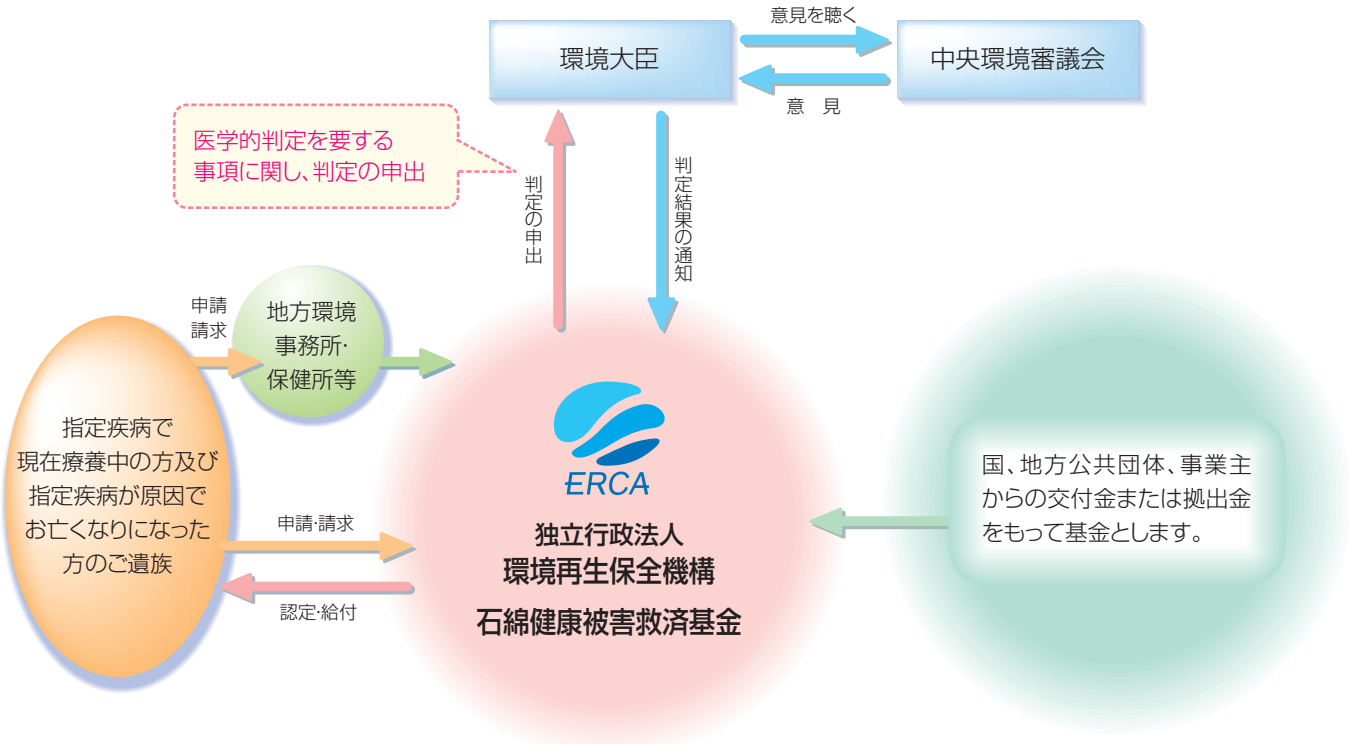

2 認定と救済給付の概要

＜現在療養中の方＞ P4～P7を参照

- 医療費（ご本人が請求）……自己負担分
- 療養手当（ご本人が請求）…… 103,870円/月

※お亡くなりになった場合

- 葬祭料（葬祭を行う方が請求）……199,000円
- 救済給付調整金（生計が同一であったご遺族が請求）※ ……P７参照

＜お亡くなりになった方のご遺族＞

- 特別遺族弔慰金（生計が同一であったご遺族が請求）※ ……2,800,000円
- 特別葬祭料（生計が同一であったご遺族が請求）※ ……199,000円

「中皮腫」または「石綿による肺がん」が原因であった場合

- 施行前死亡者：法律施行（平成18年3月27日）より前にお亡くなりになった方
  →P8、P12を参照
- 未申請死亡者：法律施行（平成18年3月27日）以降、認定の申請をせずにお亡くなりになった方→P9、P12を参照

「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」または
「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」が原因であった場合

- 施行前死亡者：改正政令施行（平成22年7月1日）より前にお亡くなりになった方
  →P10、P13を参照
- 未申請死亡者：改正政令施行（平成22年7月1日）以降、認定の申請をせずにお亡くなりになった方→P11、P13を参照

※救済給付調整金、特別遺族弔慰金・特別葬祭料を請求できる「生計が同一であったご遺族」には請求の優先順位があり、下記の①～⑥の順となります。
①配偶者（事実婚を含む）、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹

3　石綿（アスベスト）による健康被害者本人による申請・請求

3・1　認定申請について

指定疾病にかかりご療養中の方が救済給付を受けるには、石綿（アスベスト）を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」といいます。）から受ける必要があります。

認定申請書に添付書類を添えて、機構に直接または郵送で申請してください。環境省地方環境事務所や保健所等を通じて提出することもできます。

申請された書類について機構で確認し、医学的判断を要する事項については環境大臣に判定の申出をします。機構はその判定結果に基づいて、認定の可否を決定し、認定された方に対して救済給付を行います。

＜認定申請の流れ＞

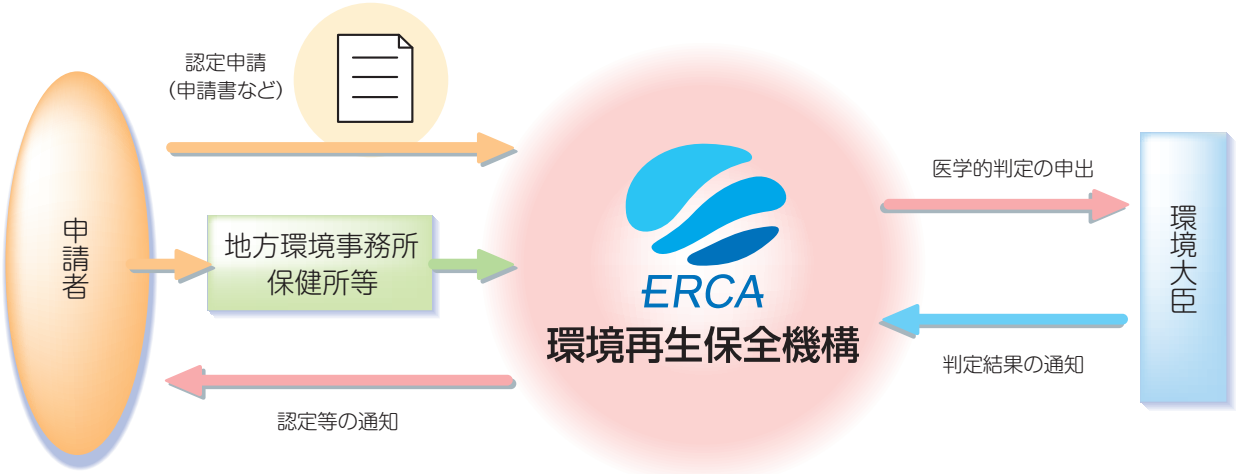

＜必要な書類＞

- 認定申請書
- 戸籍の記載事項を確認できる書類（住民票の写し、申請者の戸籍の抄本、戸籍記載事項証明書など）
  ※住民票の写しは、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものをご提出ください。
- 指定疾病にかかっていることを証明できる資料（医師の診断書、エックス線画像、ＣＴ画像、病理組織診断報告書、細胞診断報告書、石綿計測結果報告書など）
- 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚の場合、呼吸機能検査結果報告書、石綿のばく露に関する申告書 及び 石綿ばく露が確認できる資料

３・２　医療費（自己負担分）の支給・請求について

認定された方には「石綿健康被害医療手帳」が交付されます。認定された方は保険医療機関等において、認定された指定疾病に係る医療を受ける際、この医療手帳を提示することにより、医療費の自己負担分の支払いが免除されます。

療養を開始した日（認定された指定疾病について初めて診察、薬剤の投与等の医療を受けた日をいいます。なお、その日が認定の申請のあった日の３年前の日より前の場合は、認定の申請のあった日の３年前の日です。以下「基準日」といいます。）から医療手帳の交付までの間に保険医療機関等において認定疾病の治療等で支払った医療費の自己負担分については、医療費請求書に受診等証明書等を添えて機構まで請求してください。

＜医療費支給の流れ＞

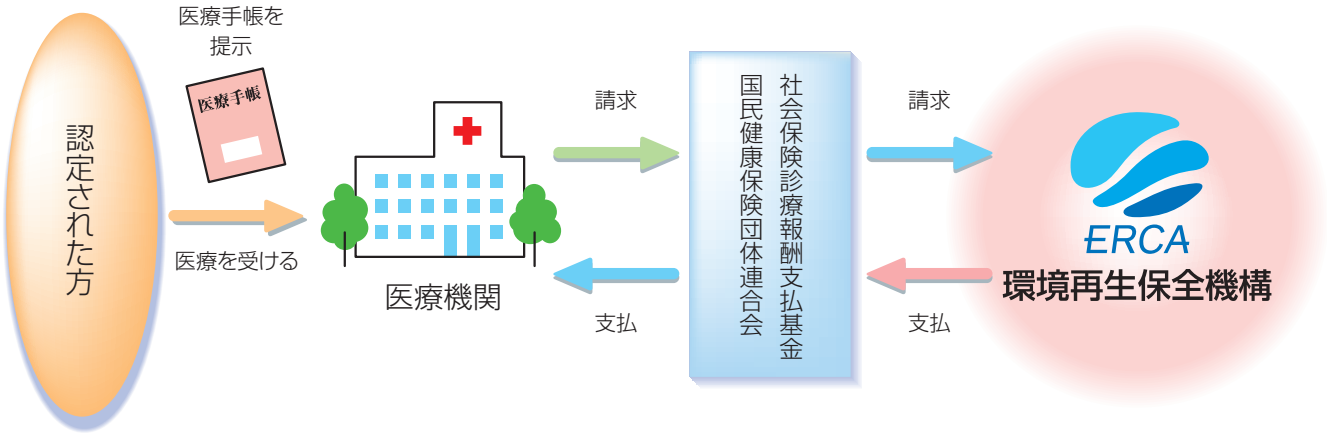

＜医療手帳が交付されるまでの間の医療費請求・支給の流れ＞

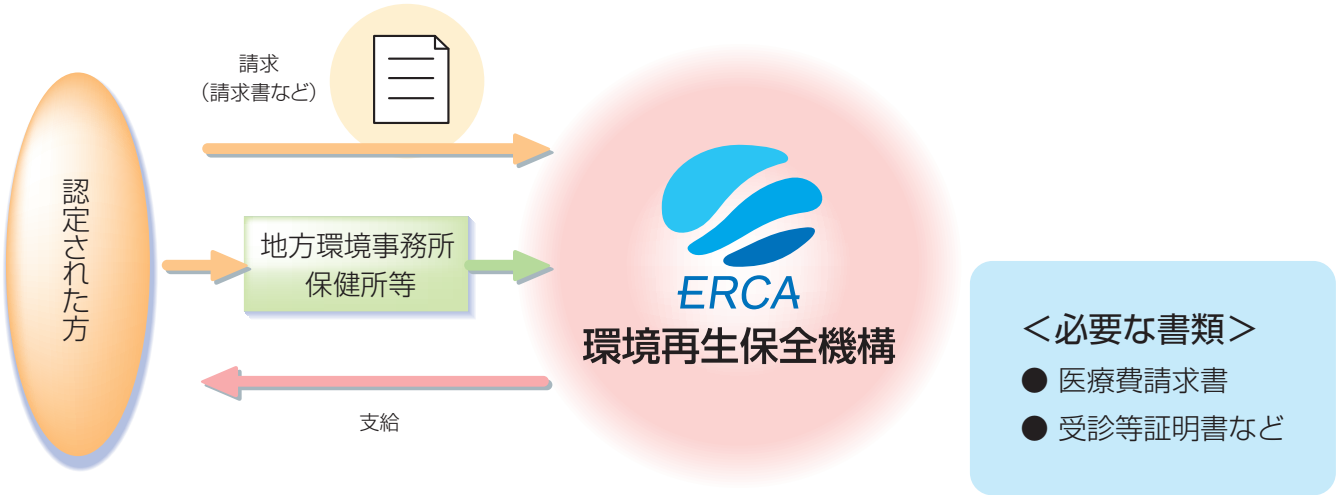

＜必要な書類＞
- 医療費請求書
- 受診等証明書など

３・３　療養手当の請求について

認定された方には、医療費以外に「療養手当」が定額支給されます。認定された指定疾病について療養を開始した日（基準日）の属する月の翌月分から２か月に１回、偶数月にあわせて２か月分が支給されます。

＜療養手当請求・支給の流れ＞

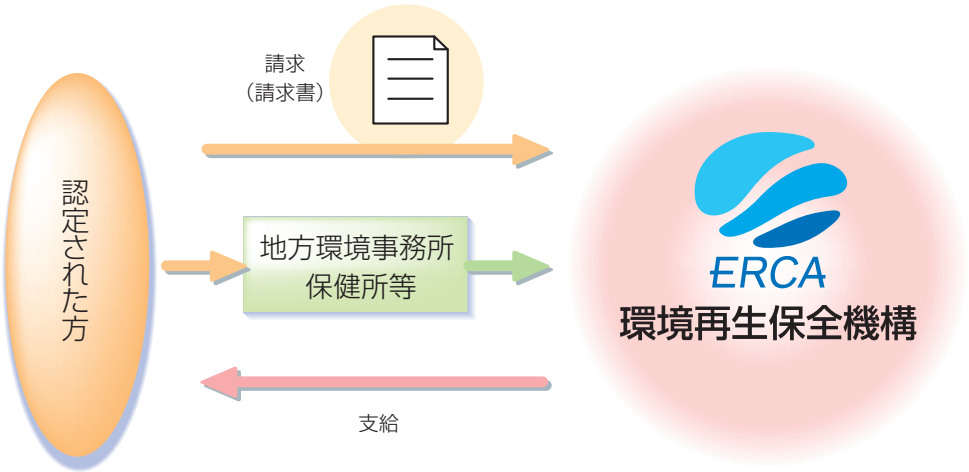

＜必要な書類＞

● 療養手当請求書

※療養手当請求書は、認定された後速やかに支給させていただくため、認定の申請を行う際に、認定申請書とあわせてご提出ください。

認定された方が指定疾病が原因でお亡くなりになった時には、以下の請求をすることができます。

3・4　葬祭料の請求について

認定された方の葬祭を行う方は「葬祭料」を請求することができます。

＜必要な書類＞
- 葬祭料請求書
- 認定された方がお亡くなりになったこと、死亡年月日、指定疾病によりお亡くなりになったことを証明する書類
- 認定された方の葬祭を行う方であることを証明する書類など

3・5 救済給付調整金の請求について

認定された方やそのご遺族にすでに支給された医療費及び療養手当の合計額が、280万円（特別遺族弔慰金の額）に満たないとき、そのご遺族はその差額分を救済給付調整金として請求することができます。

＜必要な書類＞
- 救済給付調整金請求書
- 認定された方がお亡くなりになったこと、死亡年月日、認定疾病によりお亡くなりになったことを証明する書類など
- 請求される方と認定された方の身分関係を証明する戸籍謄本など
- 請求される方と認定された方が、死亡の当時、その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類（除票を含む住民票全部の写しまたは戸籍の附票の写し）など

4 【中皮腫及び肺がんについて】平成18年3月27日より前に指定疾病が原因でお亡くなりになった方（施行前死亡者）のご遺族による請求

施行前死亡者についての特別遺族弔慰金・特別葬祭料

石綿（アスベスト）を吸入することにより中皮腫・肺がんにかかり、その疾病が原因で平成18年3月27日（石綿健康被害救済法の施行日）より前（つまり平成18年3月26日以前）にお亡くなりになった方のご遺族は、「特別遺族弔慰金」と「特別葬祭料」の請求をすることができます。

請求できる期間は、令和14（2032）年3月27日まで（法施行日から26年）となっています。

＜特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求・支給の流れ＞

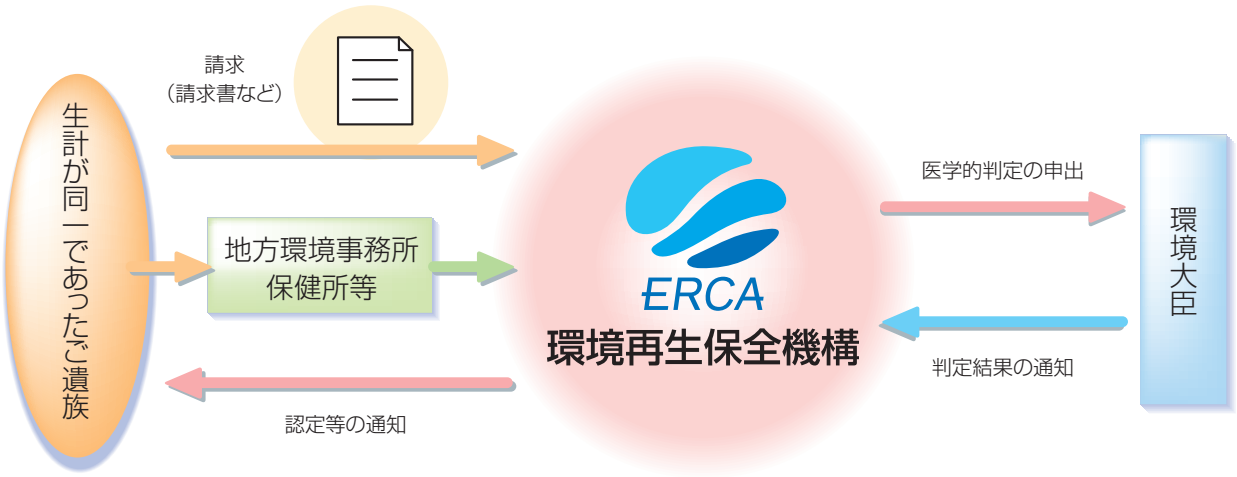

＜必要な書類＞

- 特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求書（施行前死亡者用）
- 市区町村長に提出した死亡診断書、死体検案書を機構が確認することの同意書または指定疾病により死亡したことを証明することができる診療録の写し
- 肺がんの場合、それが石綿（アスベスト）が原因によるものであることを証明する資料（医師の診断書、診断の根拠となる胸部エックス線画像、胸部ＣＴ画像、石綿計測結果報告書など）
- 請求される方とお亡くなりになった方の身分関係を証明する戸籍謄本など
- 請求される方とお亡くなりになった方が、死亡の当時、その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類（消除者を含む世帯全員の住民票や戸籍の附票の写しなど）

5 【中皮腫及び肺がんについて】平成18年3月27日以降に認定の申請をしないまま指定疾病が原因でお亡くなりになった方（未申請死亡者）のご遺族による請求

未申請死亡者についての特別遺族弔慰金・特別葬祭料

石綿（アスベスト）を吸入することにより中皮腫・肺がんにかかり、その疾病が原因で平成18年3月27日（石綿健康被害救済法の施行日）以後に、認定の申請をしないままお亡くなりになった方のご遺族は、「特別遺族弔慰金」と「特別葬祭料」の請求をすることができます。

請求できる期間は、指定疾病が原因でお亡くなりになった翌日から25年です。ただし、平成20年12月1日（改正法施行日）前までにお亡くなりになった方は、令和15（2033）年12月1日まで（改正法施行日から25年）請求を行うことができます。

※＜特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求・支給の流れ＞はP8を参照ください。

＜必要な書類＞

- 特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求書（未申請死亡者用）
- お亡くなりになった方の死亡の事実、死亡年月日、指定疾病により死亡したことを証明する書類（死亡診断書の写しなど）
- 指定疾病にかかっていることを証明できる資料（医師の診断書、胸部エックス線画像、ＣＴ画像、病理組織診断報告書、細胞診断報告書、石綿計測結果報告書など）
- 請求される方とお亡くなりになった方の身分関係を証明する戸籍謄本など
- 請求される方とお亡くなりになった方が、死亡の当時、その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類（消除者を含む世帯全員の住民票や戸籍の附票の写しなど）

6 【著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚について】平成22年7月1日より前に指定疾病が原因でお亡くなりになった方（施行前死亡者）のご遺族による請求

施行前死亡者についての特別遺族弔慰金・特別葬祭料

石綿（アスベスト）を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかり、その疾病が原因で平成22年7月1日（改正政令の施行日）より前（つまり平成22年6月30日以前）にお亡くなりになった方のご遺族は、「特別遺族弔慰金」と「特別葬祭料」の請求をすることができます。

請求できる期間は、令和18（2036）年7月1日まで（改正政令施行日から26年）となっています。

※＜特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求・支給の流れ＞はP8を参照ください。

＜必要な書類＞

- 特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求書（施行前死亡者用）
- 市区町村長に提出した死亡診断書、死体検案書を機構が確認することの同意書または指定疾病により死亡したことを証明することができる診療録の写し
- 請求される方とお亡くなりになった方の身分関係を証明する戸籍謄本など
- 請求される方とお亡くなりになった方が、死亡の当時、その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類（消除者を含む世帯全員の住民票や戸籍の附票の写しなど）

7 【著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚について】平成22年7月1日以降に認定の申請をしないまま指定疾病が原因でお亡くなりになった方（未申請死亡者）のご遺族による請求

未申請死亡者についての特別遺族弔慰金・特別葬祭料

石綿（アスベスト）を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかり、その疾病が原因で平成22年7月1日（改正政令の施行日）以後に、認定の申請をしないままお亡くなりになった方のご遺族は、「特別遺族弔慰金」と「特別葬祭料」の請求をすることができます。

請求できる期間は、指定疾病が原因でお亡くなりになった翌日から25年です。

※＜特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求・支給の流れ＞はP8を参照ください。

＜必要な書類＞

- 特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求書（未申請死亡者用）
- お亡くなりになった方の死亡の事実、死亡年月日、指定疾病により死亡したことを証明する書類（死亡診断書の写しなど）
- 石綿のばく露に関する申告書及び石綿ばく露が確認できる資料
- 指定疾病にかかっていることを証明できる資料（医師の診断書、胸部エックス線画像、胸部ＣＴ画像、呼吸機能検査結果報告書など）
- 請求される方とお亡くなりになった方の身分関係を証明する戸籍謄本など
- 請求される方とお亡くなりになった方が、死亡の当時、その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類（消除者を含む世帯全員の住民票や戸籍の附票の写しなど）

8 指定疾病が原因でお亡くなりになったご遺族からの請求に関する注意点

施行前死亡者・未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限について

特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求を行う際、申請する疾病によって下表のように請求期限が異なりますのでご注意ください。

中皮腫及び肺がんの場合の請求期限

施行前死亡者の場合：令和14（2032）年3月27日
未申請死亡者の場合：お亡くなりになった翌日から25年以内（下の図における未申請死亡者②）。
ただし、平成18年3月27日～平成20年11月30日までにお亡くなりになった方のご遺族の場合は令和15（2033）年12月1日まで（下の図における未申請死亡者①）。

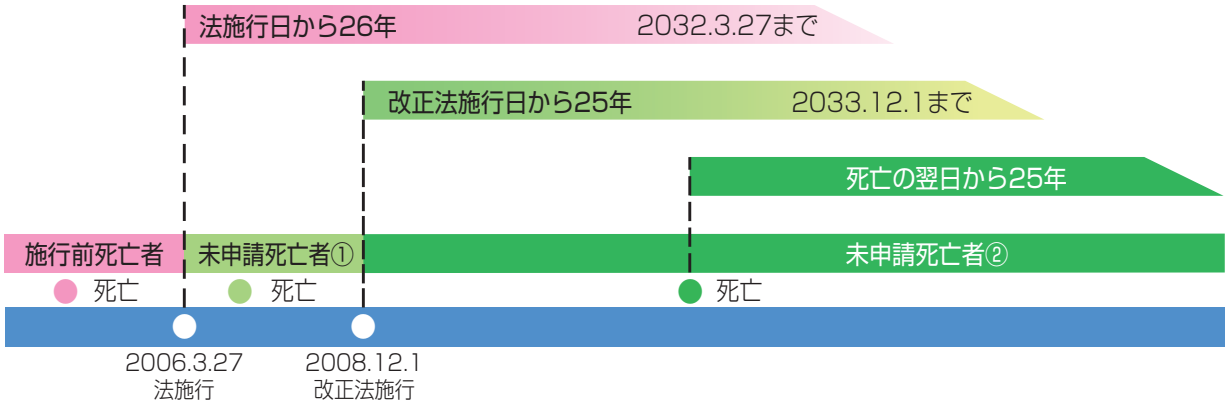

著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚の場合の請求期限

施行前死亡者の場合：令和18（2036）年7月1日
未申請死亡者の場合：お亡くなりになった翌日から25年以内

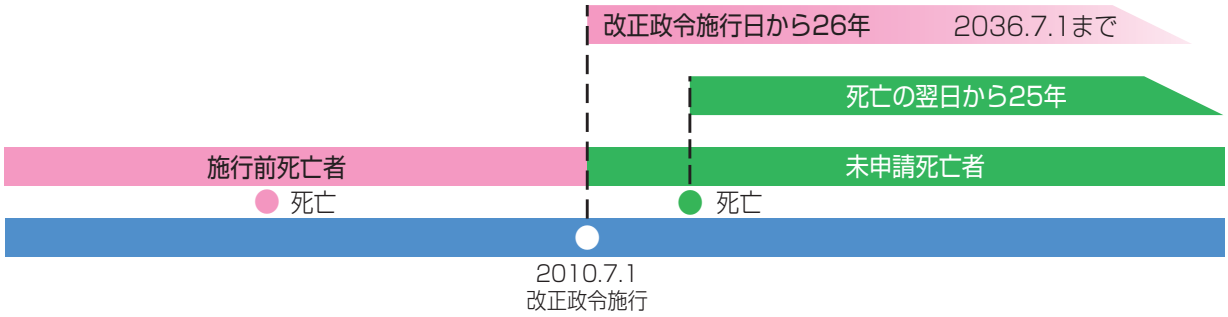

9 労災補償等について

＜労災補償（労働者災害補償保険制度）等について＞

お仕事で石綿を取り扱っていらっしゃった場合、労働者災害補償保険（労災保険）等から給付を受けることができる可能性があります。

労災保険等の給付メニューは、一般に救済制度よりも手厚い内容となっており、従事していた職業に応じて下表のとおり窓口が設けられています。

※労災保険等と救済制度に同時に申請を行うことはできますが、**両方の制度から給付を受けることはできません。特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度（建設アスベスト給付金制度）についてはこの限りではありません。**

●救済制度以外の主な制度

職　業	担　当　機　関
企業に勤務 （労災保険特別加入者）	労働者災害補償保険制度 最寄りの労働基準監督署または労働局
船　　員	船員保険制度 全国健康保険協会　船員保険部 TEL：03-6862-3060
元　国　鉄	元国鉄・アスベスト（石綿）補償制度 （独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構　国鉄清算事業管理部 TEL：045-222-9567
国家公務員	国家公務員災害補償制度 勤務されていた省庁等
地方公務員	地方公務員災害補償制度 地方公務員災害補償基金（各支部）

※建設アスベスト給付金制度については、労災保険相談ダイヤルにお問合せください。
TEL：0570-006031

10 申請・請求窓口（お問い合わせ先）

申請・請求書類などの様式は、環境再生保全機構（ERCA）の窓口またはホームページから入手いただけます。環境再生保全機構については裏表紙をご覧ください。

また、書類の提出については、環境再生保全機構に直接ご提出いただけるほか、下記機関においても受け付けています。

＜保健所など＞

申請等の受付を行っている保健所などについては、環境再生保全機構（フリーダイヤル0120-389-931）へお問い合わせいただくか、機構ホームページ「石綿健康被害〈救済給付の概要〉」（https://www.erca.go.jp/asbestos/）をご覧ください。

＜環境省地方環境事務所＞　https://www.env.go.jp/region/

●北海道地方環境事務所　〒060-0808　札幌市北区北８条西２丁目　札幌第１合同庁舎３階
電話：011-299-1952

●東北地方環境事務所　〒980-0014　仙台市青葉区本町3-2-23　仙台第二合同庁舎６階
電話：022-722-2867

●関東地方環境事務所　〒330-9720　さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎１号館６階
電話：048-600-0815

新潟事務所　〒950-0954　新潟市中央区美咲町1-1-1　新潟美咲合同庁舎１号館７階
電話：025-280-9560

●中部地方環境事務所　〒460-0001　名古屋市中区三の丸2-5-2　中部経済産業局総合庁舎１階
電話：052-955-2134

●近畿地方環境事務所　〒530-0042　大阪市北区天満橋1-8-75
桜ノ宮合同庁舎４階（旧称 近畿中国森林管理局）
電話：06-6881-6503

●中国四国地方環境事務所　〒700-0907　岡山市北区下石井1-4-1　岡山第２合同庁舎11階
電話：086-223-1581

四国事務所　〒760-0019　高松市サンポート3-33　高松サンポート合同庁舎南館２階
電話：087-811-7240

広島事務所　〒730-0012　広島市中区上八丁堀6-30　広島合同庁舎３号館１階
電話：082-511-0006

●九州地方環境事務所　〒860-0047　熊本市西区春日2-10-1　熊本地方合同庁舎Ｂ棟４階
電話：096-322-2411

福岡事務所　〒812-0013　福岡市博多区博多駅東2-11-1　福岡合同庁舎本館１階
電話：092-437-8851

独立行政法人 環境再生保全機構

ERCA

ホームページ

①https://www.erca.go.jp/ （機構トップページ）

②https://www.erca.go.jp/asbestos/ （石綿による健康被害の救済に関する情報）

③https://www.erca.go.jp/asbestos/mesothelioma
（中皮腫とは～診断・治療から公的制度まで～）

石綿（アスベスト）救済相談ダイヤル

さぁはやく　きゅうさい

0120-389-931

受付時間　10：00～17：00（土・日・祝・12/29～1/3を除く）

〒212-8554　神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
ミューザ川崎セントラルタワー9階
電　話：044-520-9508（代表）　FAX：044-520-2193
メール：asbestos@erca.go.jp

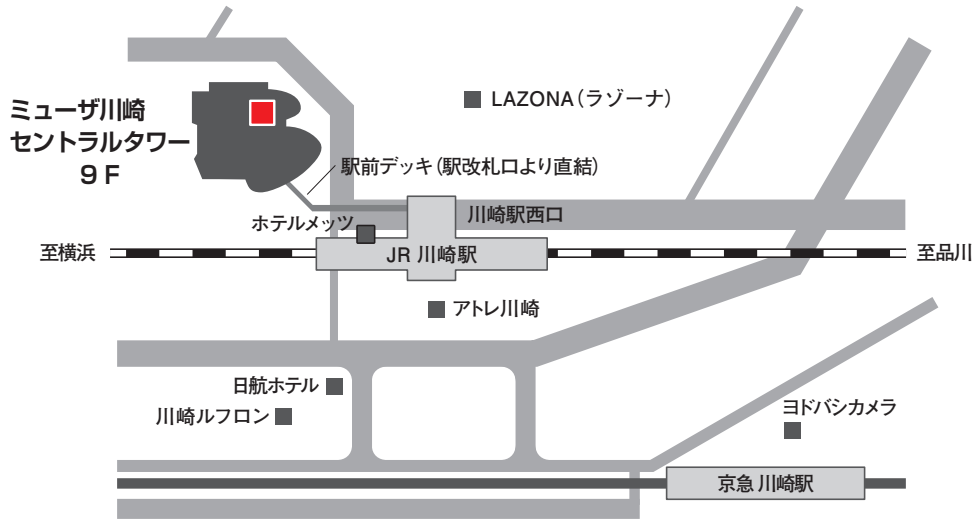

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
VEGETABLE OIL INK

2024.8 Ⓚ 5,000